

2 5 旧優生保護法による優生手術への速やかな対応について

(厚生労働省)

【内容】

- (1) 旧優生保護法に基づく強制不妊手術を受けた当事者や家族が、国に損害賠償を求めて提訴しているが、当事者の高齢化も進んでいることから、国の責任において速やかに救済に向けた検討を進めること。
- (2) 救済にあたり、自治体や医療機関等に強制不妊手術に関する資料が保存されていない場合は、手術を受けた事実を当事者などに確認する必要も生じる。救済措置の検討においては、当事者や家族の心情を踏まえ、その手続きが過度な負担とならないよう配慮すること。
- (3) 今後、強制不妊手術の実態を把握するため、自治体や医療機関、障害者施設等が保有するカルテ等の記録の調査を実施する場合には、調査に多大な労力と作業時間を要することが想定されるため、調査に要する費用を国において負担すること。

【背景】

- 強制的な不妊手術は、昭和23年から平成8年までの間、国において定められた旧優生保護法に基づいて行われてきたことから、その救済については、国の責任で行われるべきと考える。
- 現在、強制的に不妊手術を受けた当事者や家族の一部が、国に損害賠償を求め提訴が行われているが、当時、手術を受けた方々の高齢化が進んでおり、速やかに救済策を検討することが必要である。
- 本県においても、旧優生保護法に基づき優生保護審査会を開催し、優生手術の適否を審査していたが、法律の改正から既に20年以上が経過しており、文書の保存年限の関係上、審査会の資料については一部を除きほとんどが廃棄され、当時の状況や手術を受けた方々の情報が把握できない状況である。
- 強制不妊手術に関する資料が保存されていない場合は、手術を受けた事実を当事者や家族等に確認する必要もあることから、救済措置の検討においては、当事者や家族の心情を踏まえ、その手続きが過度なものとならないよう配慮する必要がある。
- 手術を受けた当事者の記録については、都道府県における優生保護審査会の資料のほか、医療機関や社会福祉施設、社会福祉施設への入所措置等を行う福祉事務所等の行政機関などにも残されている可能性もあるが、個人を特定せずにカルテや入所処遇記録等から旧優生保護法に関する記録を探し出すことは、相当な人的労力と作業時間を要するため、手術を受けた当事者を特定することは大変困難であり、調査費用も膨大なものとなる。

(参 考)

1 国家賠償請求にかかる状況（平成30年6月28日現在）

北海道（75歳女性、76歳男性、81歳男性）、宮城県（60代女性、70代女性）、東京都（75歳男性）、熊本県（73歳男性）の7名が提訴

2 愛知県における強制不妊手術の件数（昭和24年から平成7年の愛知県衛生年報を集計）

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	計
男	6	18	19	6	49
女	21	91	86	8	206
計	27	109	105	14	255

注1）昭和57年以降は実績なし

注2）強制不妊手術が行われた旧優生保護法の適用期間となる昭和23年から平成8年のうち、愛知県衛生年報に優生保護に関する項目記載があるのは昭和24年から平成7年

3 愛知県において強制不妊手術に関して現存する文書（統計に関するものを除く。）

簿冊名	冊内の文書
優生保護関係綴 2冊	昭和41年度から46年度の、愛知県優生保護審査会（8回）資料、優生手術申請書、優生手術適否決定通知書、優生手術実施医師指定通知書（案）等
優生保護関係雑綴	昭和31年度から37年度の厚生省通知 6件

4 愛知県優生保護審査会における強制不妊手術の審査状況（昭和41年度から46年度）

	開催回数（回）	審査件数（※1）			審査結果（※2）									「適」とされた者の年齢（※3）						「適」とされた者の診断名（※4）				申請根拠（※5）							
		男性	女性	計	適			否			保留			男性			女性			精神病系	精神薄弱系	精神病質系	身体疾患	旧法第4条	旧法第12条						
					男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40歳以上	最年少	最年長							19歳以下	20～29歳	30～39歳	40歳以上	最年少	最年長
合計	8	8	52	60	7	48	55	0	2	2	1	2	3	1	4	2	0	17歳	36歳	19	10	18	1	13歳	41歳	14	32	0	9	23	32

※1 「審査件数」は、旧優生保護法（以下「旧法」という。）第4条又は第12条に基づく医師からの申請により、愛知県優生保護審査会が手術の適否を審査した件数。

※2 「審査結果」は、「適」は手術適当、「否」は手術不適当、「保留」は適否の判断に至らなかったもの。

※3 「「適」とされた者の年齢」は、審査時点の年齢による。

※4 「「適」とされた者の診断名」は診断名が多岐にわたるため、便宜上、「精神病系」「精神薄弱系」「精神病質系」「身体疾患」に分類して計上。なお、複数の診断名が記載されている場合は、主たる診断名と考えられるものにより分類。

※5 「申請根拠」は、「旧法第4条」は遺伝性疾患による申請、「旧法第12条」は遺伝性のもの以外の精神疾患又は精神薄弱で保護者の同意による申請。